

令和7年度 京都市立朱雀第三小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

この基本方針は、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害するだけでなく、心身の成長や人格の形成に重大な影響を与え、生命や身体に重大な危険を生じるおそれがあることを深く認識し、いじめの防止のために基本的な理念・方針を定め、いじめの防止対策の基本的事項を定めることでいじめを防ぐ具体的方策を総合的・効果的に推進することを目的とする。特に初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策基本法（平成25年法律第71号・平成29年3月14日改定）第13条に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

- ・いじめはすべての児童に関する問題であり、児童が安心してすべての学習活動に取り組めるように、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにしなければならない。
- ・いじめ防止の対策は、すべての児童がいじめを行ったりいじめを放置したりすることのないよう、いじめ問題に対する児童の理解を深めるものでなければならぬ。
- ・いじめ防止の対策は、関係者が連携していじめ問題を克服することを目指さなければならない。

2 いじめ対策委員会

ア 委員会名 朱雀第三小学校いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

- ・校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 生徒指導副主任 養護教諭
児童理解部員（学年から1名）スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
- ・緊急対応時にはこのかぎりではない。

ウ 開催時期

- ・1か月に1回（原則第2火曜日）
- ・緊急対応時はこの限りではない。

エ 役割

- ・いじめの問題の早期発見のための情報交換
- ・いじめの問題が起こったときの対策の検討
- ・いじめを未然に防止したり、適切に対応したりするための教職員研修の計画・立案・実施・改善に関すること
- ・いじめの問題が起こったときの諸機関との連携に関すること

※会議の回数・実施時期については、後述の （別掲2）「年間計画」 に記載

オ 児童・生徒・保護者・地域への周知方法等

- ・1学期始業式でいじめ対策委員会の存在、メンバーを児童に周知
- ・いじめ対策委員会の存在を学校ホームページで保護者・地域に周知
- ・いじめに関する情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・学校いじめの防止等基本方針の学校ホームページへの掲載

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめ未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・学習規律の確立を目指し、すべての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。

イ 授業改善（「分かる授業」「生徒指導の実践上の4つの視点が活かされた授業」づくり）

- ・以下の視点に重点を置いた授業づくりを実践する。
 - A 児童一人一人が「分かる喜び」「学ぶ楽しさ」が実感できる授業づくり
 - B ・自己肯定感や自己有用感を感じられる授業づくり（自己存在感の感受）
 - ・授業を通して皆で支え合える共感的な人間関係の構築（共感的な人間関係の育成）
 - ・自ら考え、選択し、決定する体験を提供（自己決定の場の提供）
 - ・授業を通して、お互いの個性や多様性を認め合える子ども同士の好ましい人間関係の構築（安全・安心な風土の醸成）

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・お互いの生き方や価値観の違いを認め合い、守るべきことはしっかりと身に付ける道徳教育の実践
- ・「命の大切さ」「いじめは許されない」などを具体的に取り上げた学習展開の実践
- ・中京警察署スクールサポーターの協力による非行防止教育の実施
- ・人権教育部作成の「朱雀第三小学校人権教育年間計画」の着実な実施と振り返り
 - ・「いじめ問題」をはじめとする「人権図書コーナー」を図書室に設置
 - ・いのちの日（毎月第4木曜日実施）に取り組む多様なテーマの人権学習の実施
 - ・5・6年生対象 情報モラル教育 外部講師による出前授業（1～4年はいのちの日で情報モラル教育を扱う）

エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会によるあいさつ運動の実施。
- ・6年生企画・計画による、壬生寺保育園の園児との交流活動
- ・運動委員会による、体育的なイベントの実施

オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・異年齢集団でのたてわり活動やクラブ活動・部活動を活発化し、自尊感情や仲間づくり、支えあう心や相手を思いやる気持ちを養う。
- ・学級活動の充実、活性化を図り、望ましい人間関係の構築を図る。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 日常の児童に対する情報の共有

担任による児童の様子の把握を基本としながら、管理職や教務主任の入り込み指導を充実させることによって児童が発する危険なサインを把握することに努める。知り得た情報は学年内のみならず、いじめ対策委員会を通して管理職をはじめすべての教職員が共有する。

また、年間計画にあるように定期的にアンケート調査や面談、クラスマネジメント調査を行うことによって更なる情報の収集に努める。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(A) アンケートの実施

学校評価児童アンケート、およびいじめに特化したアンケート（記名式）、さらにはクラスマネジメントシートの活用によって、いじめの早期発見やいじめにつながる人間関係の悪化を確実に把握し、学級経営の見直しを行うとともに適切な指導を行う。

(B) 教育相談の実施

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、年間を通しての教育相談を実施する。
- ・いじめを含む児童の学校生活上の不安を払拭するため、年間計画にあるように年間2回の教育相談週間を設定する。

ウ その他

上記アに掲げた調査については、朱雀第三小学校いじめ対策委員会でその結果を検証し、調査結果について協議する。問題があると判明した場合は委員会のみならず学校全体で組織的に対処する。また、上記に挙げた調査を行う以外に、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について児童に周知する。また、休み時間や放課後の児童の様子に目を配ることや児童のノートからも悩み等を把握することができると考えられ、教職員は児童の心の状態を把握する努力を続ける。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。発見や通報があった場合、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織で対応する。被害児童を守り抜くとともに、加害児童に対しては毅然とした態度で指導する。また、指導の際には責任や謝罪を形式的に問うのではなく、児童の社会性の向上や人格の成長に重点を置いて指導する。

教職員全員が共通理解し、保護者の協力を得て関係機関や専門機関と連携して対応にあたることとする。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

これについては（別掲1）「いじめ事案に対する組織的な対応の流れ」で示す。いじめと疑われる行為を発見した場合は、ただちにその行為をやめさせる。

児童や保護者から相談や訴えがあった場合には、相手の立場に立って傾聴する。

たとえわずかな兆候であっても、いじめの疑いがある場合には早期からの的確なかかわりを持つように努める。

発見した教職員、通報を受けた教職員はただちに「いじめ対策委員会」に報告し、事実の有無の確認を行い、被害・加害児童の保護者に連絡する。重大事態の疑いがあると考えられる場合は、「5 重大事態への対処」に基づく。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込みについては、適切な対応をとる。
- ・SNS、メールを利用したいじめについては発見しにくいことが考えられるため、情報モラル教育を進めるとともに、保護者についても理解・協力を求める。

エ 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

学校全体での継続的な指導・支援を行う。

少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。

① いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 基本的な考え方

全教職員は基本理念に基づき、学区住民、保護者、関係機関との連携を図りながら、いじめの防止・早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると疑われるときには迅速・適切に対処することとする。それを可能とするためには、教職員が絶えずいじめに関する見識を高め続ける必要があるため、校内で意図的・計画的に研修を行うものとする。

イ 研修の時期・内容等

研修の時期については（別掲2）「年間計画」に示す通りとするが、内容については児童の実態に応じて変更し、最も適切な内容を選ぶこととする。研修は年間を通じて複数回実施することとする。

4 保護者・地域、関係機関との連携

ア 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

日常から学校の情報公開に努め、また保護者や地域住民との円滑なコミュニケーションを図ることで、児童の健全育成のための連携を強化する。

保護者や地域住民から得た情報は学校内で共通化を図り、学校が要となって学校・家庭・地域が一つのチームとなれるような風土を築く。

イ 関係機関との連携の推進に向けて

スクールソーシャルワーカーを活用し、教育委員会はじめ児童相談所、パートナなどの福祉・教育関係諸機関はもちろんのこと、中京警察署その他の諸機関とも密接な協力関係を築き、早期発見・早期対策・早期解決に全力を挙げるとともに、万一の重大事態には諸機関との連携のもと、解決に向けた迅速な対策を打ち出し、実行する。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法・京都市いじめの防止等に関する条例を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告する。

同時に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校のもとに組織（いじめ対策委員会）を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。

重大事態は法において、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして調査・報告等にあたる。

本校が調査の主体となる場合は、本校のもとに組織（いじめ対策委員会）を設け、事実関係を明確にするための調査、必要に応じた適切な保護者への情報提供、京都市教育委員会への調査結果の報告、調査結果を踏まえた適切な措置、同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。